

〈研究ノート〉

介護福祉の構成要素に関する研究

津 田 理 恵 子*

The study for the components of social life support work

Rieko Tsuda

要旨：1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定されてから、18年経過した現在においても、介護福祉という語は一般化されていない。介護福祉の構成要素として考えられる「介護」・「ケア」・「福祉」という語も、語の持つ意味は混乱して使用されている事が多い。本研究は、それぞれの語が持つ意味から調べ、「専門職者が担う介護」・「介護提供時に必須であるケア」・「介護の提供によって目指す福祉」の概念を示した。その上で、専門性を持って社会福祉の一端を担っていく、介護福祉の構成概念を示した。このことにより、介護福祉は社会福祉の一領域で、生活を支えるために、専門的な知識に裏付けされた技術を用いて、支援を展開していく実践概念であることが明確になった。

Abstract： 18 years has passed since the enactment of “Law for the certification of Social Worker and Care Worker” in 1987. But, even now, the term. “care work” is not well-known. Those terms, which are components of “care work”, “life support art”, “care” and “well-being” are used in confusion.

This study looks into the meanings of those terms, and explains general concepts about “life supports provided by professionals”, “The indispensable care in providing life support.” and “well-being through providing life support art.

And then, I suggest some concepts of social life support work as sharing a part of responsibilities of professional social welfare services.

As a conclusion. it becomes clear that the concept of social life support work is practical one which, in social welfare, support people’s life with skills based on the professional know ledges.

Key words： 介護 life support art ケア care 福祉 well-being 介護福祉 social life support work
専門性 specialty

はじめに

厚生労働省は2004年末に、今後介護を担う

者は介護福祉士を基本とすることを公に示した。介護福祉という語が初めて我が国で使用されたのは、1987年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法においてである。この法律において、介護を担う人材として、介護福祉士が国家資格として明文化された。しかし、18年経

*関西福祉科学大学大学院社会福祉学研究科
臨床福祉学専攻 学生

過した現在においても、介護福祉という語は一般化しているとはいえない。

その要因として、「介護福祉」の定義が曖昧で、介護福祉の概念整理もされていないことが考えられる。このことは、介護福祉の目的や意義をも見失い、ただ単に誰でもが行える介護を生みだし、専門性の確立の妨げに繋がっているのではないかと思われる。更に、介護福祉の構成要素として考えられる「介護」・「ケア」・「福祉」の語の持つ意味は混乱して使用されている事が多い。時代の変化の中で、語の持つ意味の捉え方が研究者によっても千差万別であることも推測される。

そこで、「介護」・「ケア」・「福祉」それぞれの語が持つ意味とそれぞれの語の関係性から、介護福祉の概念を整理し、文献を基に、専門職者が担っていくべき介護福祉の概念を明確にしていく必要があると考え、本研究に取り組んだ。

この過程を通して、「介護」・「ケア」・「福祉」の概念を整理した。更に、その関係性から専門性を持って社会福祉の一端を担っていく介護福祉の概念を示したので報告する。

I 専門職者が担う介護

介護福祉の根幹ともなる「介護」の概念については、現在においても「介護」という語そのものの定義が不十分で、整理されないまま混乱して使用されており、介護＝ケア、介護＝介護福祉など、様々な意味を含めて使用されているのが実状である。そもそも、介護行為のルーツは、人が生活の営みの中で、病んで苦しんでいる場合、身近にいる家族などが専門的な知識や技術もないまま、愛情と経験に基づいて、自然に行ってきた手当てのことであると一般的に言われている。しかし、時代の変化の中で、身近な家族が行う介護から、専門職者が担う介護へと「介護」の概念そのものも変化してきているのではないかと考えられる。そのため、介護の語義から調べ、介護の概念を明確にした上で、介

護福祉において専門職者が担う介護について整理しておく必要があると考えた。

1. 介護の語源

(1) 介護のルーツ

新村拓は「古代国家は『律令』の「戸令」にみられるように、篤疾者（重度障害者）および80歳以上の老人に対し侍丁（看護人）を給するよう定めている。侍丁は子孫・近親・他家の正丁（成年男子）の順で選任されることになっており、彼らには税の減免措置がとられている。この給付規定は血縁者に同居を義務付け介護に当たらせることを基本とし、血縁者がいなければ地縁の者をあてることになっている」と述べたうえで、「侍丁の給付対象はきわめて限定されるものであるが、古代国家が制度としてもった唯一の恒常的な社会福祉措置である」と記している。そして、「老人・障害者との同居を基本とさせたことは、扶養を出きるだけ私的範囲に押し止めようとするものであるが、それが程度可能であったのは、労働力の移動を伴わない農業社会であったからである」¹⁾と述べている。このように古代国家の時代には、家族や地縁の者が、高齢者や障害者と同居し、身の回りの世話をしていたものと思われる。新村拓はその背景について、「古代・中世国家における老人扶養の基本的考え方は、直系の子孫に扶養の一切を任せるものであった。儒・仏の説く『孝養の恩』が、側面から国家の無策を支えていたのである」²⁾と述べている。

さらに、『万葉集』・『日本書紀』・『今昔物語集』・『源氏物語』などの書物にも、親は子に扶養され、子が病めば親が看護し、親が病めば子が看護していた記述や、老いたる親や病人による苦悩の歌の中に、現在の介護行為が存在していた文章が多く残っており、『源氏物語』には、「[あつかふ]・[あつかひ]が病人の世話・看病・介抱などの意味で用いられていた」³⁾と記されている。このことから、これらの時代にも介護という語は存在していなかったことが理

解できる。

以上のことから、古代から中世にかけては介護という語は存在していないが、病人の手当てや身の回りの世話など、現在の介護と呼ばれている行為が、血縁・地縁的な関係の中で、お互いに助け合いながら、行われていたことが理解できる。そして、その背景には国家としての社会福祉施策がない中、儒教や仏教の教えの基で、国が高齢者や病人の扶養責任を持つのではなく、家族や地縁者にその責任を任せていたことが理解できる。

(2) 法令における語のルーツ

介護という語が、社会福祉関係の法令に初めて登場するのは、明治中期の1892年に制定された、陸軍省陸達第96号第1条第1号の陸軍軍人傷痍疾病恩給等差例で、「介護ヲ要スルモノニハ」⁴⁾という記述である。しかし、この法令に介護の意味に関しての記述はみられなかった。

その後は、昭和の時代に入り戦後になって、1961年に児童扶養手当法施行令（政令第405号）の別表に「常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの」「長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護」⁵⁾という表現で介護の語が記されている。この時点でも介護の意味についての記述はみられず、給付対象者の障害程度を規定するために、介抱や看病が必要な状態を示すのに、介護の語が用いられていた。

そして、1963年に老人福祉法が制定され、特別養護老人ホームが新たに設置されること、第133号において示された。この中で、特別養護老人ホームの入所要件として「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの」⁶⁾と規定された。さらに、高齢者の世話をする寮母が行う行為を「介護」として表現され、看護師の行う行為と区別された。時代の流れの中で、看護師の業と区別して、高齢者の世話を業とする行為として介護という言葉が生まれた。このように、家族や地縁

者が行う自然発生的な世話ではなく、業として世話をするという意味で介護という語が用いられた最初の法令であると思われる。

業としての介護という語が誕生した背景には、我が国の社会福祉の歴史において、対象が低所得者から介護が必要な人へと拡大されていく時代背景が大きく関与していると思われる。1963年に老人福祉法が制定され、特別養護老人ホームが新設されるにあたり、入所者の世話を業とする人員が必要となり、寮母という新しい職種が誕生した。このことは、社会福祉の拡充を目指す必要性の中から、法律上において規定され、誕生したものであると考える。

(3) 漢和辞典における語義

介護の「介」という文字は「人という字の両わきに、左右に分けるしるしをそえた会意。分けた間に入り込む。仲立ちする。」と記され、人の間に入るという意味がある。「護」という文字は「まもる。外から取り巻いてかばうこと」⁷⁾と記されている。これらの語の組み合わせから、介護とは人の間に入って守る・わきにそってまもるという意味があると考えられる。

(4) 日本語辞典における語義

広辞苑における介護の記載をみると、1973年出版の広辞苑第2版・1983年出版の広辞苑第3版には、介護の語は存在しておらず、社会福祉士及び介護福祉士法が制定された翌年の、1988年出版の広辞苑第4版から介護という語が登場している。その内容は、「病人などを介抱し看護すること」⁸⁾と記され、対象は病人に限定され、看護まで含んだ大きな概念で介護が表現されている。現在も出版されている広辞苑第5版には、「高齢者、病人などを介抱し、日常生活を助けること。（中略）社会福祉専門職の一。日常生活に支障がある人に入浴・排泄・食事・その他の介護を行う。1987年制定の社会福祉士及び介護福祉士法による資格」⁹⁾と、社会福祉士及び介護福祉士法第1章総則の定義第2条の内容まで記されている。広辞苑第5版の出版年は1998年であり、社会福祉士及び介

護福祉士法制定から11年経過して、我が国における日本語の代表的な日本語辞典の介護の説明の中で、看護という語が消え、社会福祉領域で、対象は日常生活に支障がある人へと変化し、行為は日常生活を助けるという記載がなされている。

しかし一般の国語辞典には、介護という語が存在していない辞典が多く、一般化している語ではないとも考えられる。

2. 介護の定義

(1) 福祉学系の辞典における定義

仲村優一編集の1974年の社会福祉辞典によると、「寝たきり老人など1人で動作出来ない人に対する食事、排便、寝起きなど、起居動作の手助けを介助といい、疾病や障害などで日常生活に支障がある場合、身のまわりの世話（炊事、買い物、洗濯、掃除などを含む）をすることを、介護という」¹⁰⁾と書かれており、動作の手助けを介助と定義し、身の回りの世話を介護と定義して、介助と介護を分けて示している。この辞典の発行年は社会福祉士及び介護福祉士法制定の13年前の記述であり、当時の社会福祉領域における介護の捉え方がうかがえる記述になっていると思われる。

京極高宣は、1993年の現代福祉学レキシコンで、「介護とは、普通、障害などにより、日常生活を営むのに支障のある人に対して身の援助を行うことをいうが、看護・介助・世話などを厳密には区別されることなく使われており明確な定義はないといえる」¹¹⁾と記しており、明確な定義がないことを提示している。2000年の社会福祉学小辞典では、「広くは高齢者や障害者などを世話（ケア）することを指すが、狭義には高齢者や障害者などへの専門的なケアを提供することを指す」¹²⁾と記している。京極高宣は、介護を広い概念として一般的に行われているケアと捉えたうえで、専門的なケアの提供を狭義の介護として捉えている。広義と狭義に分けて介護の定義を示したことで、介護の語

が持つ範囲が明確に示されていると考える。

山縣文治編集の2000年の社会福祉用語辞典には、「人間の出生と同時に必要不可欠な行為であり、人間が生きていく中で、心身に不自由が生じ身の回りのことが自分自身で出来なくなったとき、誰かが世話をすることを示すとともに、より特定された文脈（社会福祉の分野の固有の用語）での、行為を示すものとして用いられている場合が多い。特定された文脈での行為を示す言葉となると、介護福祉という言葉と混同されやすい。介護は広範かつ深遠な意味を持ち、人間が生きていく中で、基本的により良い人と人との関係を求め、追求していく行為であると考え、ケアという言葉に近い意味を持っているとも考えられる。いずれにしても、現状では社会的に承認されるまでの共通した介護の定義はない」¹³⁾と書かれている。ここでも、社会的に承認されるまでの共通した介護の定義はないと表現されている。

川村匡由編集の2004年の社会福祉基本用語集では、「痴呆症や寝たきり高齢者、重度の身体障害者、知的障害者、虚弱者などが、日常生活を営む上で生ずる、さまざまな困難に対する身体的な援助活動。具体的には、サービスの提供の場所により、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の介護職員などによって行われる施設介護、および訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士、看護師、保健師、ボランティアなどによって行われる在宅介護がある。このほか、病院で看護師によって行われる場合もあるが、この場合、医療行為に関連する看護として考えるのが一般的である」¹⁴⁾と記してある。この辞典は、最新の福祉学系辞典であるにもかかわらず、介護の提供者を訪問介護員、介護福祉士、看護師、保健師、ボランティアなどと幅広く記している。そのため、介護の概念が曖昧になってしまっていると考えられる。

(2) 研究者の定義

介護の定義は曖昧で、文献などにも介護の意味を示す記載において、介助・世話・ケア・介

介護福祉など、様々な語が使用されていた。研究者の中でも介護を表現する場合、様々な語を混乱して使用している。ここで掲げる定義は、介護という語を用いている文献に絞って考察していく。

1999年に介護の意味について岡本民夫は「心身の障害が原因で、自立した日常生活の維持が困難な状態が継続しているとき人に対して主体性を尊重し、自立心をそこなうことなく行われる援助すること」更に、「介護という概念は安定したものとはいえず、多くの課題を内包している」¹⁵⁾と記している。これは、介護保険制度が施行される前年に述べられている定義で、介護保険制度の理念が盛り込まれている内容になっており、介護という概念が不明確である点も指摘している。

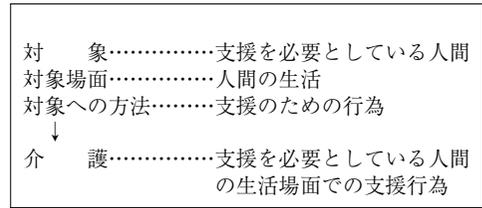
2002年に是枝祥子は介護とは「身体的・精神的障害のために日常生活に支障がある場合に、日常生活行動の介助や身の回りの世話を専門的な知識や技術を用いて援助し、日常生活を継続していただくだけではなく、その人が社会を構成する1人の人間として、その人らしく生きていく意欲を引き出す、自立に向けた行為である」¹⁶⁾と述べており、社会福祉の中で提供されていくべき、専門的な介護について述べられていると考える。

2003年に一番ヶ瀬康子は、介護の意味について「ひとりひとりの一回限りの人生、またその人にしかない可能性、更にその人の自己実現に関わる過程を通して行われるものです。その援助を生活面で行うものこそ、介護なのです」¹⁷⁾と記しており、この定義にも、個別性を重視した自己実現に関わる記載がなされている。

3. 介護の概念

我が国において、家族などによる身の回りの世話や手当てなどの行為は、古代の時代から行われていた行為であるのに対して、介護の語そのものは、法律が先行し、辞典が後を追う形と

表1 介護の概念



なっていた。そして現在の業としての介護という意味を持って法律上に、介護の語が登場した1963年の老人福祉法制定以来、時代の変化と共に、その担い手も変化する中で、介護の定義も変化している語であることが明確になった。しかし、文献などには、介護を表す記載において、介助・世話・ケアなどの語が、混乱したまま記されていた。研究者の中でも介護という語の持つ意味に、ずれが生じているのではないかと考えられた。その結果、介護という語の持つ意味は置き去りにされ、介護という語は千差万別に理解されていっているのではないかと思われた。

その中で、介護の語を用いて介護の定義を示している研究者の多くは、社会福祉基礎構造改革・介護保険制度の理念を盛り込んだ、専門職者が行う介護を捉えて、介護の定義を示していた。具体的には、介護の対象場面を、人間の日常生活・生活面・生活の中と述べており、介護の方法を、援助・支援活動、援助行為と示していた。以上のことから、介護の概念についてまとめると、対象は支援を必要としている人間であり、対象場面は人間の生活で、対象への方法は支援のための行為であると考えられた（表1参照）。

4. 専門職者が行う介護（狭義の介護）の概念

前述した2000年に発行された、社会福祉学小辞典と社会福祉用語辞典には、介護の定義を広義と狭義に分けて記されていた。国家資格の介護福祉士が行う介護行為と、素人が自然に行う介護行為では、その意味に大きな違いがある

表2 広義と狭義の概念 (介護)

<p>広義の介護 専門職者に限らず誰もが自然に行う介抱や世話などの行為。</p> <p>狭義の介護 専門職者が行う介護行為。 日常生活場面において、支援が必要な人(支障をきたした人)に、専門的な知識に裏付けされた技術の提供によって、生活を支援する行為。</p>

と思われた。

歴史的な流れの中で杉本敏夫は、「介護は身内の人びとといった、いわば素人の人が行う行為から、専門教育を受けた人が担う専門的な実践になっていったが、現在でもなお介護という用語は家族の行う行為も、専門職者が行う行為も広く包括した概念として使用されている」¹⁸⁾と述べている。このことから、介護の担い手は素人と、専門職者に分けて考えることができると考えた。そこで、介護の概念を、広義と狭義に分けて整理していきたい。

研究者によっては専門職者以外が行う介護行為を広義の介護と表現する者や、看護師・保健師・家族など介護の専門職者以外が行う介護行為を狭義の介護と表現する者など、広義と狭義の介護に関しても、その示し方はさまざまであった。

筆者は専門職者が行う介護を狭義の介護として捉えている。その狭義の介護とは「日常生活場面において、支援が必要な人(支障をきたした人)に、専門的な知識に裏付けされた技術の提供によって、生活を支援する行為」で、広義の介護とは、「専門職者に限らず誰もが自然に行う介抱や世話などの行為」(表2参照)ではないかと考える。

5. 狭義の介護技術

対象への具体的な生活支援行為である、専門的な知識に裏付けされた狭義の介護技術について整理していく。専門的な知識に裏付けされた技術とは、日常生活上の支障に対して、提供される技術であることから、その内容は生活を支

える介護技術であると考ええる。

阿部律らは介護技術を「①日常生活を支える介護の基本(コミュニケーション・観察・安全性・安楽生・身体を合理的に動かす方法)、②社会生活維持・拡大(運動と移動・社会生活の維持・拡大)、③生活環境の整備(居住環境の整備・衣類・寝具の整備)、④各生活場面における介護(食事・排泄・清潔と入浴・睡眠と休養・衣服の着脱)という4大項目を設定し直接的な援助方法」¹⁹⁾として示している。

黒川昭登は介護技術を「①身辺自立出来ない人に対する具体的世話(摂食・排泄・入浴・着脱その他)、②物的支援=掃除、洗濯、買物、付き添い、家計の管理、その他、③集団活動の支援(入所施設、デイケアなどでケアワーカーが意識的に集団活動において援助する行為)、④精神的支援(相談・助言、定期的訪問、安否確認その他で社会相互作用を高め精神的に支える行為)」²⁰⁾の4項目に機能的側面から示している。

これらの構成は、直接的な援助技術について整理してあるが、生活支援のための介護技術全てを網羅しているとはいえないと考えた。具体的には、日常生活上の支障に対して、提供される技術であることから、直接的な援助技術だけではなく、生命を支えそれを展開するための技術も必要であると考えた。

そこで筆者は、その日常生活を支える技術を整理していくために、生活面から提供される、介護技術を目的別に分類して整理する事にした。介護技術を目的別に分類すると、直接生活そのものを支える技術と、間接的に生活を支える技術に分けることが出来ると考えた。そして、直接生活そのものを支える技術として、①基本的な日常生活動作を支える技術、②社会生活維持拡大に向けた社会生活を支える技術、③日常生活の基盤を支える技術の3点に分ける事が出来ると考えた。更に、生活上の支障や困難から予測される、間接的に生活を支える技術として、④生命を支える技術、⑤精神・心理面を

支える技術、⑥安全・安楽を守るための技術、⑦①～⑥を展開する技術、⑧①～⑥を指導する技術、以上5点の技術に分類することが出来ると考えた。

更に、介護技術の項目を細分化していくと、①基本的な日常生活動作を支えるための技術として、排泄・食事・衣服の着脱・清潔（入浴・清拭・足浴・手浴・口腔ケアなど）。②社会生活維持拡大に向けて社会生活を支えるための技術として、起居動作・移動動作・移乗動作・外出・社会参加・福祉用具の活用など。③日常生活の基盤を支えるための技術として、調理・炊事・洗濯・掃除・買い物・住まいの環境整備など。④生命を支えるための技術として、生命の危険を回避する、緊急時の対応・観察・終末期の対応など。⑤精神・心理面を支えるための技術として、精神・心理面の苦痛を和らげるコミュニケーション・カウンセリングなど。⑥安全・安楽のための技術として、身体的な危険や苦痛を予防するために、ボディメカニクス・安楽・感染予防など。⑦①～⑥を展開するための技

術として、1人1人の人間は生活そのものが異なるため、個々に合わせた生活を支援するため、記録・報告・介護過程・連携など。⑧個々の生活を支えるために必要な①～⑥を指導するための技術。以上のように、狭義の介護を構成していくことが出来ると考える（表3参照）。

これらの介護技術は、何らかの理由で日常生活上に起きている支障や困難に対する支援技術である。そして、日常生活上に支障や困難をきたすのは、1人の人間である。そのため、マニュアル通りの技術を提供するのではなく、これらの技術を駆使しながら、個々に合わせて生活そのものの支障や困難を支援していくところに、専門職者が目指す介護の真意があると考えられる。

6. 狭義の介護の英訳

介護の定義が不明確で、介護の語の誤った使用により、誤解や混乱を招いているが、その要因のひとつとして、筆者は介護の英訳にもあると考えた。辞典を調べる過程において、ケア（care）という語と同義語で使用されている文献が多く存在した。2003年のデイリーコンサイス和英辞典にも、「介護」は「care」と英訳されている。このように介護＝careと、介護とケア（care）は同義語で表現されている。筆者はケアの概念から、介護と同義語ではないと考えている。

今回、示した狭義の介護の概念を基に、語の持つ意味から英訳で表すと、生活を支援する技術で、life support art（ライフ・サポート・アート）と表す事ができると考える。

II 介護提供時に必須のケア

広井良典は2003年に出版された『介護』という著書の中で、「ケアという言葉が巷にあふれる今日、そもそもケアとは何だろうかということ、深い次元で問い直す作業が必要となっている。ケアは何より人間の全体性に関わるものであり、既存の学問分野にとらわれないケア

表3 狭義の介護技術

直接、生活そのものを支える技術 ① 日常生活動作を支える技術 排泄・食事・衣服の着脱・清潔（入浴・清拭・足浴・手浴・歯磨き）など、 ② 社会生活を支える技術 起居動作・移動動作・移乗動作・外出・社会参加・福祉用具の活用など、 ③ 日常生活の基盤を支える技術 調理・炊事・洗濯・掃除・買い物・住まいの環境整備など、
間接的に、生活を支える技術（生活上の支障や困難から予測） ④ 生命を支える技術 観察・終末期の対応・緊急時の対応など ⑤ 精神・心理面を支える技術 コミュニケーション・カウンセリングなど、 ⑥ 安全・安楽のための技術 ボディメカニクス・安楽・感染予防など ⑦ ①～⑥を展開する技術 記録・報告・介護過程・連携など ⑧ ①～⑥を指導する技術

学が求められている」²¹⁾と提案している。

広井良典が言うように、ケアという言葉が巷にあふれている今日、ケアの概念を整理しておくことは、介護福祉の概念を整理する上で重要な意味があると考えた。

1. ケアの語源

careの語源は語源辞典によると、ラテン語のcureから出ていて、その意味は「気に掛ける、思いやる」とされており、阿部志郎は、澤田信子著の『今、あなたに求められる介護』の序文において、「ケアの語源〔カールス〕は、価値あるもの、愛するものという意味である」²²⁾と記している。

ケアの語源から、ケアの語が持つ意味は、単なる介護ではなく、人間として持ち備えている資質や、人間としての基本的な欲求であると思われた。

2. ケアの定義

(1) 福祉学系の辞典における定義

2004年の社会福祉基本用語集にケアとは、「利用者に気遣うことをして、その人の願っているように助ける、または愛を込めて注意して見守り、必要があれば保護したり、助けたりする援助活動。介護はその典型的な例である」²³⁾と記されている。介護の定義が不明確な状況の中で、ケアの典型的な例を介護と示している。ケアは援助活動であると表現しており、活動という狭い範囲を示している。

社会福祉基本用語集以外の、現代福祉学レキシコン、社会福祉用語辞典、社会福祉基礎用語辞典など福祉学系の代表的な辞典には、ケアという項目は存在していなかった。

(2) 研究者の定義

シスター・M・シモヌ・ローチは、「ケアを受けることは、人間存在のケアする能力(caring)の発達にとってもまた本質的な意味を持っている」²⁴⁾と記し、ケアは人間にとって本質的なものであると述べている。更に、『アクト

・オブ・ケアリング』の中で、M・レイニンガーとジーン・ワトソンの考えも紹介している。この記述を引用すると、M・レイニンガーは「ケアは現象であり、ケアリングは理念である」と記しており、ジーン・ワトソンは「看護においてケアは行為を指し、ケアリングはむしろその基盤をなす態度や心をさす」²⁵⁾と記している。以上のことから、ケアはケアリングに基づいて行われる行為や現象であり、活動など指す狭い概念ではないと考えた。

アメリカの哲学者ミルトン・メイヤロフはケアすることについて「1人の人格をケアすることは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することをたすけることである」。更に、「他の人々をケアすることをとおして、他の人々に役立つことによって、その人は自身の生の真の意味を生きることになるのである」²⁶⁾と記している。この記述から、ケアを通して、お互いに相乗効果があることが読みとれた。

阿部志郎はケアすることについて、澤田信子著の『今、あなたに求められる介護』の序文において、「自分にとって最も大切な存在であるからケアに取り組む。ケアする相手に向かわしめるもの、それを愛という。仕える相手に愛すべきもの、大きな価値を見いだすからケアをする。相手の中に光を見いだすから私たちは、その光に照らされたいと願う。だから、ケアをすることは、共に生きることであり、共に育つことにほかならない」²⁷⁾と記し、ケアをすることは共生に繋がっていると述べている。

これらのことからケアの提供によって、人は生き甲斐を感じ、共に生きる喜びを見いだしていくもので、人間にとって健康に生きていく為にも、大切な要素であると思われた。

3. ケアの内容

京極高宣は、「かつて、ナイチンゲールは看護婦の母であるだけでなく、ソーシャルワークの母であったこと、更にケアワークの提唱者であったことが想起されてよい。今日、ケアの原点

に立ち戻ることはきわめて大切である」²⁸⁾と記し、ケアを考える過程において、ナイチンゲールの精神に立ち戻ることの重要性を示唆している。

金井一薫は、フローレンス・ナイチンゲールの『看護覚え書き』の原文から、39個の care という単語を抽出・分析し、『ケアの原形論』という本を出版している。その中でケアとは、「気配り・配慮・気遣い・注意・世話の事を表現しており、(中略)ナイチンゲールは看護＝ケアと置き換えているのではなく、看護の本来の姿を表現するには、その行為において配慮・気配り・注意が極めて大切であり、ケアとは、配慮して実践することである」²⁹⁾と記している。金井一薫は、フローレンス・ナイチンゲールが使用した care という語の分析から、ケアとは配慮して実践することであると示していた。

成美美治はケアについて「人間として存在に関わる基本的な概念である。(中略)即ち他者に関わる関心であり、配慮でもある。そのためには人間としてケア或いはケアリングを心がけていかなければならないのである。ケアは何処でも何時でもまた、1人で或いはグループでも実践できるものである。」³⁰⁾と記している。

これらのことから、ケアリングに基づいて行われるケアとは、人間として基本的に存在する、行為に伴う配慮・気配り・注意などであると考えられる。

4. 広義と狭義のケアの概念

京極高宣は、「ケアの本質を考えると、お世話する・気配るなどという生活上の広い意味があり、更に哲学的考察の対象ともなるので、介護よりもはるかに広義かつ深遠な内容を持っている。今日、私どもは、広義のケアと狭義のケア(介護の意)の2つを使い分けなければならない時代状況を迎えている」³¹⁾と記している。この記述には、狭義のケアは介護の意と示しているが、その介護についての明確な定義の記載

表4 広義と狭義のケアの概念

広義のケア 基盤：ケアリング…ケアする能力、理念、ケアの基盤をなす態度や心。 ケア…現象、行為＝配慮・気配り・注意など ↓提供 自己実現を助ける。生き甲斐を感じる。共に生きる喜びを見いだす。
狭義のケア 日本語で「介護」と翻訳。介護など行動を示す狭い範囲を指す。

は見あたらなかった。その為、狭義のケアの概念は不明確になってしまっている。しかし、ケアを広義と狭義で示したことは、混乱して使用されているケアの概念から考えると、意味深い事であると考えられる。

筆者が考える広義のケアとは、「配慮・気配り・注意など」であり、活動そのものを指すのではなく、行為の現象を指す大きい概念であると考えた。そして狭義のケアとは、英語の care を日本語で「介護」と訳し、混乱して使用されている行動を指す狭い概念であると考えられる(表4参照)。

筆者はこの論文において、ケアという語を介護福祉の構成の中で、広義のケアとして使用していく。その理由は、ただ単に技術を提供するだけでなく、常にケアが伴って実践していくことで、介護福祉における狭義の介護の提供に繋がると考えるからである。

ケアの概念は語の持つ意味の幅が広く、混乱して使用されていることが多い。しかし介護を提供する際に、根底に必須の要件であり、ケアの語の意味を理解し、整理して使用しなければ、介護場面におけるケアは追求できないと考えられる。

Ⅲ 介護の提供によって目指す福祉

介護福祉は、社会福祉制度下で実践されていくと考えているため、介護福祉の構成を考察していく上で、福祉の概念を整理しておかなければ、介護の提供によって目指していくものが不

明確となり、介護の目的そのものも明確にすることは出来ないと考えた。

1. 福祉の語源

福祉の語源は、中国の古典では2000年程前から表現されていると言われているが、その語源について一番ヶ瀬康子は「福を示し止めること、あるいは幸福を神の力によって止めること」と記し、意識をすれば「天寿を全うして喜びにあずかること」³²⁾と記している。

2004年の社会福祉基本用語集五訂版に「語源は宗教上の生命の繁栄、危急からの避難という意味がある」³³⁾と書かれている。

福祉の語源は、古くから宗教的な意味を含み、使用されていた語であったと思われる。

2. 福祉の定義

(1) 福祉学系の辞典における定義

2000年の社会福祉用語辞典には、福祉という項目は見あたらず、welfareとwell-beingの項目に福祉を意味する内容が記されていた。welfareとは「広義には人々の幸福、安寧を意味する概念であり、福祉として訳されることが多い。狭義には社会的に弱い立場にある人々への制度や援助観を指す文脈で使用されることがある。」と記されている。well-beingとは「生活保障や最低限度の生活保障のサービスのみでなく、人間的に豊かな生活の実現を支援し、人権を保障するため多様なサービスにより達成される。(中略) 全ての人々と、様々なライフスタイルを尊重し、ソーシャルサービス利用のスティグマ解消という可能性も有している概念である」³⁴⁾と記されている。

2004年の社会福祉基本用語集五訂版に福祉とは、「幸福の追求、およびその社会的実現に至る努力の過程。(中略) よりよい、より充実した生活を営むこと、言い換えれば日常生活上の社会的、経済的な欲求だけでなく、文化的な欲求を含む幸福の追求、およびその実現のための社会的な支援やその努力の過程を意味す

る」³⁵⁾と記されている。

時代の流れとともに、社会福祉制度・政策も変化してきている中で、福祉の概念は、狭義には社会的に弱い立場にある人々への制度や援助観を指す意味があるwelfareから、生活保障や最低限度の生活保障のサービスのみでなく、人間的に豊かな生活の実現を支援するwell-beingへと変化してきている。現在の我が国における福祉の概念はwell-beingに近い概念であり、背景に社会福祉基礎構造改革や介護保険制度の理念が存在すると考える。

(2) 研究者の定義

一番ヶ瀬康子は福祉について「快適な人生航路あるいは快適に生活を送ることの意味で、福祉は単なるhappyとは異なり、あくまでその幸せな日々を生活の中で実現する努力を指す」と記し、この定義に続けて、福祉を科学的に定義したドイツの統計学者であるE・エンゲルは「彼は日常生活要求の努力を持って福祉と考えている」³⁶⁾と記している。

福祉とは幸せな日常生活(欲求)を努力で実現していくことで、この努力で実現していく過程に、様々な支援の展開が含まれているのではないかと考える。

3. 福祉の概念

福祉とは幸せな日常生活を追求する過程であり、幸せな日常生活とは、well-beingの概念に基づくと、①個人の自己実現や権利の保障、②身体的・精神的・社会的に良好な状態、③人間的に豊かな生活の実現、④様々なライフスタイルが尊重された生活であると考えられる。

4. 介護の提供によって目指す福祉の概念

一番ヶ瀬康子は介護福祉の学を述べる中で、福祉について「介護福祉から学への展開を試みるためには、まず人権としての福祉とは何かということが明らかでないと、介護で何を実現するのか曖昧になる」³⁷⁾とっており、介護で目指す福祉を理解することの重要性を示唆してい

る。このことから、介護福祉の構成を整理するに当たり、介護の提供によって目指すべき福祉の概念について整理しておくが必要であると考えた。

介護の提供により目指すべき福祉は、我が国の社会福祉の目標としている福祉の概念と同じ方向を向いているべきであり、介護の対象場面となる生活に焦点をおいて、福祉の概念を整理すると、①自己実現できる生活。②身体的・精神的・社会的に支障がない生活。③自立した生活。④尊厳ある生活。と、以上の4点が提案できると考えた。

更にこの4点を具体的に示すと、①自己実現できる生活とは、人間的に豊かな生活が営めるように、Quality of Life が高められる生活であり、②身体的・精神的・社会的に支障がない生活とは、日常生活において身体的・精神的・社会的な側面から困難がない生活であり、③自立した生活とは、生活過程が整えられ、持てる力が発揮できる生活であり、④尊厳ある生活とは、人権が尊重された上で、様々なライフスタイルが尊重された、その人が望む、その人らしい生活であるとする（表5参照）。

介護の提供により実現していくのは、生活の中に視点を置いた、人々の福祉であり、このことは、ステイグマの感情の解消にも繋がっていくと考える。この、福祉の実現に向けての過程

表5 介護の提供によって目指す福祉の概念

幸せな日常生活の追求過程 ① 自己実現できる生活 人間的に豊かな生活が営めるように、Quality of Life が高められる生活 ② 身体的・精神的・社会的に支障がない生活 日常生活において身体的・精神的・社会的な側面から困難がない生活 ③ 自立した生活 生活過程が整えられ、持てる力が発揮できる生活 ④ 尊厳ある生活 人権が尊重された上で、様々なライフスタイルが尊重された、その人が望む、その人らしい生活

が介護過程であり、介護過程を展開していく実践が介護福祉であるとする。そのためにも、介護を提供する専門職者は、福祉の価値観を常に、研鑽していくことが必要不可欠であるとする。

IV 介護福祉の概念

介護福祉という語は一般化されておらず、その語の持つ意味についても不明確な状態が続いている。そのため「介護」・「ケア」・「福祉」の概念を基に、介護福祉の概念について整理し、語の持つ意味を示したい。

1. 介護福祉の語源

介護福祉の語源は、「介護」と「福祉」の合成語であるとも言われており、法律上始めて使用されたのは、1987年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法で、法律の規定の中で、介護福祉士という名称において、介護福祉という語が誕生した。

介護福祉士という資格が誕生した経緯は、急速な少子・高齢化・科学の進歩の中で、看護の業務は医療上の世話と療養上の世話とのバランスが大きく変化し、重複する部分を残しながらも、社会福祉の中で療養上の世話を担う専門性のある職種の誕生が望まれた。その背景には、特別養護老人ホームなどで介護の業を担う寮母や、在宅での介護の業を担う家庭奉仕員などの存在はあったが、介護の質の低さが課題となり、今後更に、介護が必要となる高齢者の増加が予測されていた。そこで、1987年に看護と社会福祉両分野の歩み寄りの中から、その業を期待されたのが、専門性を有した介護福祉士であったと思われる。

2. 介護福祉の定義

(1) 日本語辞典における語義

我が国を代表する日本語辞典である広辞苑をはじめ、公辞林など多くの日本語辞典を調べたが、「介護福祉」という語の項目は見あたらない。

かった。

(2) 福祉学系の辞典における定義

1993年の現代福祉学レキシコンに介護福祉とは、「介護福祉という言葉が公的な法令等に用いられたのは、1987年に成立した社会福祉士及び介護福祉士法である。この時（社会福祉分野の専門的な教育を受けた者が提供するサービス「人間の福祉〔幸福〕」を介護という手段を用いて達成するという意味を込めて、介護福祉という言葉で表現された。介護福祉は、これまでの担い手を限定しない広範な意味を持つ介護ではなく、生活の全体性や自立支援といった言葉を駆使して、積極的な意味づけを行い、職業化・専門職化・社会的費用化等を強調したものであった。しかし、現時点において介護と介護福祉の言葉は非常に不明確で社会的に承認されるまでには至っていない」³⁸⁾と記されている。この辞典の記載によると、介護福祉士は社会福祉分野の専門的教育を受けた者であり、介護についても、担い手を限定しない広範な意味を持つ介護ではないと、専門性を強調して述べられている。そして、介護福祉の意味は不明確で、社会的に承認されるまでにはいたっていないと、課題についても述べられている。この辞典は、社会福祉士及び介護福祉士法制定から、5年後に出版されたものであるが、この辞典の出版から12年経過した現在においても、同様の課題を抱えたままであると思われる。

2000年の社会福祉用語辞典の中で介護福祉とは、「社会福祉分野の専門的な教育を受けた者が提供するサービス（人間の福祉〔幸福〕を介護という手段を用いて達成する）」、「介護と介護福祉の区別は非常に不明確で社会的に承認されるまでにはいたっていない」³⁹⁾と書かれており、1993年の現代福祉学レキシコンの記載の内容と大きな変化はみられない。

2004年の社会福祉基本用語集五訂版には「学問的な概念はまだ確立されていないが、ケアワーカー、たとえば介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）などが介護を必要とする利

用者の介護にかかわる業務のなかで、その自立支援をはかったり、社会福祉士などのソーシャルワーカーとの連携のあり方を考え、実践したりする社会福祉の1分野である」⁴⁰⁾と記されている。この辞典は、介護職の業を述べるに留まっている。

福祉学系の1993年、2000年、2004年の辞典の内容を比較すると、社会福祉士及び介護福祉士法が制定されてから5年後の、1993年に出版された辞典が、最も介護福祉の期待された内容が盛り込まれており、年数を追うごとに、本来の介護福祉の目標とする視点が失われていると思われた。

1987年から資格の名称として、介護福祉士という言葉が誕生し、その中で介護福祉という言葉も誕生した。しかし、18年経過する現在においても、本来の介護福祉に期待される内容に関しては、置き去りにされてきた経緯が、福祉系の辞典からも読みとれる。その背景には、新しい専門分野として期待されていたはずの介護福祉であったが、人員不足という社会的背景の中で、介護福祉の追求ではなく、ただ単に介護が提供する人材育成、質より量を最優先に力を注いできた事に、大きな課題があると考えられる。

(3) 研究者の定義

研究者の定義においては、各々の研究者が介護福祉を表現するのに、介護福祉、ケアワーク、ソーシャル・ケアワークと様々に述べている。そのため、研究者の定義においては、介護福祉、ケアワーク、ソーシャル・ケアワークを同義語と捉えて考察していく。

社会福祉士及び介護福祉士法が成立した1987年に相澤譲治は、ケアワークは、ソーシャル・ワークの一方法であるとしたうえで「ソーシャル・ワークは社会的背景（個人的・家族的・地域的）との関連において問題解決されるので、ケアワークもソーシャル・ケアワークとして捉えなおさなければならない」⁴¹⁾と指摘し、介護福祉をソーシャル・ケアワークと表現

し、介護福祉が社会福祉の一領域であることを述べている。

同年に、賀戸一郎は「ソーシャル・ケアワークとは、ソーシャル・ワークの1つの方法であり、意図的な日常生活ケアを通じて、個々人の身体的・精神的・社会的に適應する能力を回復あるいは維持・増進しうるように、側面的に援助するものである」と記し、ソーシャル・ケアワーカーを数式で「 $2H_2$ （日常生活空間におけるケア）+ O_2 （ソーシャル・ワーク）= $2H_2O$ （ソーシャル・ケアワーク）」⁴²⁾と表している。賀戸一郎も、介護福祉をソーシャル・ケアワークと表現した上で、介護福祉の範囲を日常生活空間であると示している。社会福祉士及び介護福祉士法制定の1987年の時点においては、介護福祉はソーシャル・ワークのひとつの方法として述べられている。

1989年に岡本民夫は介護福祉について、「とくに、従来の介護と異なる側面としての福祉の専門性、とりわけその知識・技術・価値の実践というフィルターを通じて介護が展開されるところにその特徴がある」「これまでの専門分化した介護や介助だけでなく、その人間の生活全体を視野に入れ、その人の社会的機能と社会関係とのかかわりの中で、可能な限りで自律の達成を目指す一連の身体的・心理的・社会的世話であり、介護努力である」⁴³⁾と記している。この記述から、介護福祉には従来の介護と異なる側面があることや、人間の生活全体を視野に置いて、介護が展開されていくところに特徴があることを示していると読みとれる。

1996年に佐藤豊道は「いずれもがソーシャル・ワークの共通基盤を持ち、社会福祉士が相談援助という技法を用いてインターベーションしていく点に専門職性を見いだすのであれば、介護福祉士は介護技術に留まらず具体的な方法技術を用いてアプローチしていく点に専門職性がある」⁴⁴⁾と言っている。この具体的な方法技術とは、社会福祉援助技術のことを指しており、介護福祉は、介護技術と社会福祉援助技術

を用いてアプローチしていく点に専門性があると理解できる。更に2001年に、ソーシャル・ケアワークとは「施設・在宅等で社会生活を送るうえで身体的・精神的要因・社会・経済・文化的要因によって、主として介護にかかわる生活課題に直面している個人や家族に対して、専門職者（ソーシャル・ケアワーカー）が専門性を駆使して働きかける援助技術である」と定義づけをし、その上で、介護福祉援助技術の基本的枠組みを図式化して示している。その枠組みとは、「4つの総体として①価値の総体、②技能の総体、③知識の総体、④能力を揚げ、10のPとはP1：人間（福祉サービス利用者）、P2：問題、P3：人間（環境、時間、空間）、P4：専門職的行為、P5：場所（所属機関）、P6：専門職団体、P7：エコシステムの視座、P8：目的、P9：実践理論、P10：過程である」⁴⁵⁾。この枠組みから、4つの総体は、専門職者には必須の要件であり、これを基盤に、専門性を駆使して働きかける展開に、10のPが必要であると示していると考ええる。佐藤豊道は、介護福祉を社会福祉の中のひとつの機能として、ソーシャル・ケアワークとして位置づけている。そして、介護福祉で用いる技術を介護福祉援助技術と表現し、介護福祉の基本的枠組みを、社会福祉の中の枠組みとして、明確に示していると考ええる。

2001年に奥津文子は「介護と介護福祉は同義語ではない。介護福祉はソーシャル・ワークの価値と知識に支えられた専門的技術（art）であり、ソーシャル・ワーク方法のひとつである。介護ではなく、介護福祉であって初めて、その独自性・専門性を主張することが可能になる」⁴⁶⁾と述べている。奥津文子は、介護と介護福祉が同義語でないことを明示した上で、介護福祉に専門性が存在することを示している。

介護福祉の先駆者と言われている一番ヶ瀬康子は2003年に「介護福祉とは、介護実践によって、日常生活欲求をいかに充足するかという探求の過程である」⁴⁷⁾と述べており、介護福祉

は、日常生活における探求の過程の実践であることを示している。

年代ごとに研究者の定義について述べてきた。以上のことから、介護福祉は社会福祉領域の一領域で、生活を支えるための支援過程であり、実践概念であると考えられる。

(4) 社会福祉士及び介護福祉士法における定義

1987年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法の記述には、「介護福祉士」と「介護」という語の規定はされているが、「介護福祉」の語に関しての定義はされていない。

社会福祉士及び介護福祉士法における介護福祉士とは、この法律の第1章総則(定義)第2条において、「この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という。)を業とする者をいう」⁴⁸⁾と定義されている。

この内容から読みとれる介護福祉士は、専門的知識と技術を備えた名称独占の国家資格であると定義されながらも、その業は、単なる介護の提供、指導を行うこととなっている。介護に関しても曖昧な規定しかされていない。このことが、現在の社会福祉における介護の質に、大きな課題として現れているように思われる。

介護の質の向上を目指し誕生したはずの介護福祉士であったが、この法律において「介護」「介護福祉」について、明確な規定が示されなかったことが、質の向上に繋がらず、現在も社会的承認まで至っていない原因のひとつになっているのではないかと考える。

(5) 日本介護福祉学会における定義

1993年2月12日に、介護福祉士の職業倫理の向上、介護に関する専門的教育及び研究を通して、その専門性を高め、介護福祉士の資質の向上と介護に関する知識、技術の普及を図り、

国民の福祉の増進に寄与することを目的として、日本介護福祉学会が設立された。

この学会の規約第3条・学会の目的として、「本会は、介護福祉に関する研究及び会員相互の連携と協力を促進し、あわせて内外の学会との連携を図り、社会の福祉に寄与することを目的とする」⁴⁹⁾と記されている。この規約においても介護福祉の説明までは示されていないが、介護福祉は社会福祉の一領域として捉えていることが読みとれる。

学会設立2年後の1995年に、日本介護福祉士会が倫理綱領をまとめ、目的の中に、「私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。そのため、私たち日本介護福祉士会は、1人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理要綱を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます」と記された。日本介護福祉士会は介護福祉士の専門性の向上を目指して、介護福祉の目的を明確に示していると考えられる。

3. 介護福祉の概念

介護福祉の語の誕生の経緯や介護福祉の定義から、介護福祉の概念を整理すると、介護福祉の概念として、①介護福祉は、介護と同義語ではない。②介護福祉には、常にケアが伴っている。③介護福祉は、ソーシャル・ワークの視点を取り込み成立してきた。④介護福祉は、ソーシャル・ワークの価値と知識に支えられている。⑤介護福祉は、社会福祉の一領域である。⑥介護福祉は、生活を支えるために、専門的な技術を用いた実践概念である。⑦介護福祉は、介護実践による福祉の探求過程である。以上の事がいえるのではないかと考える(表6参照)。

表6 介護福祉の概念

- ① 介護福祉は、介護と同義語ではない。
- ② 介護福祉には、常にケアが伴っている。
- ③ 介護福祉は、ソーシャル・ワークの視点を取り込み成立してきた。
- ④ 介護福祉は、ソーシャル・ワークの価値と知識に支えられている。
- ⑤ 介護福祉は、社会福祉の一領域である。
- ⑥ 介護福祉は、生活を支えるために専門的な技術を用いた実践概念である。
- ⑦ 介護福祉は、介護実践による過程の探求である。

4. 介護福祉の構成図

「介護」・「ケア」・「福祉」の語を、「専門職者が担う介護」・「介護提供時に必須であるケア」・「介護の提供によって目指す福祉」と、それぞれの概念を整理した。その上で、それぞれの語の関係性から、介護福祉の概念は、ソーシャ

ルワークの視点を基盤とした、介護過程展開の実践概念であることから、ソーシャルワークの知識や技術を基盤に持った上で、介護が目指す福祉に向かって、介護を実践していく過程そのものが、介護福祉であると考えられる。

つまり、介護福祉とは社会福祉制度下で個々の福祉を目指し、実践されていくプロセスの展開であることから、基盤に社会福祉の知識と人権擁護の価値を持ち、社会福祉援助技術の知識と技法を備えた上で、専門職者が行う狭義の介護を、常に配慮（ケア）しながら、ミクロからマクロまでの過程をフィードバックしつつ、支援を展開していく実践である。そして、この実践に介護福祉の意義があるのではないかと考える。

介護過程の実践について説明を加えると、日

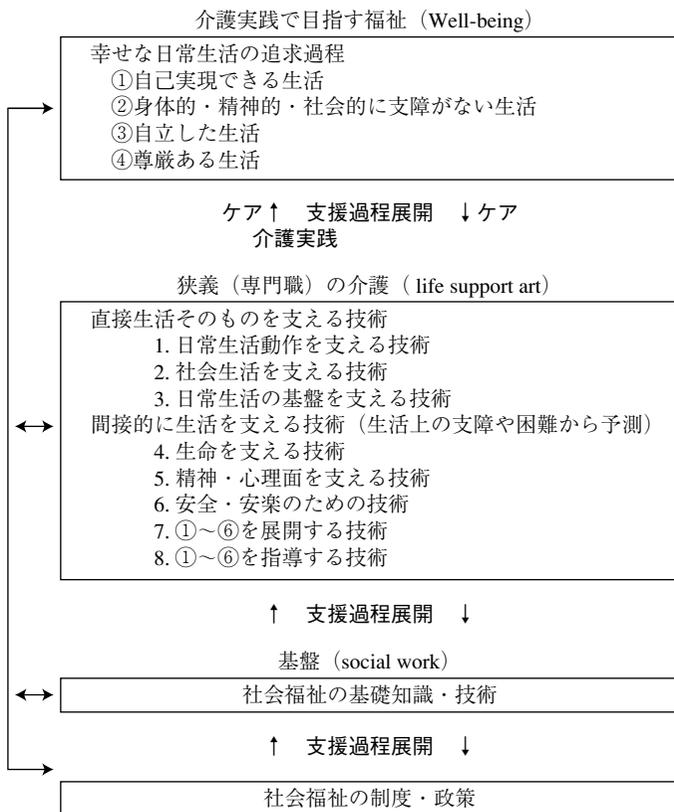


図1 介護福祉（social life support work）の構成図

常生活場面において、支障をきたした人に、個々の福祉を目指して、専門的な知識に裏付けされた技術をケアが存在した状態で、個々に合わせて展開されていく実践過程が介護福祉であり、この関係を構成図で表すと、図1のような構成図が提案できるのではないかと考える (図1参照)。

5. 介護福祉の英訳

介護福祉の英訳は研究者によって様々であり、前述した介護福祉の定義において、相澤譲治、佐藤豊道、賀戸一郎は、介護福祉をソーシャルワークの一方法であるとしたうえで、social care work と表現している。黒川昭登は、care work と示している。2000年の社会福祉用語辞典でも care work という語を用いている。2003年の和英辞典には、介護福祉士=a care worker と訳されている。その他にも、介護を care nursing と訳した文献や、介護福祉を arose support (立ち上がるのを助ける) と訳した文献もあった。

その中で、1993年2月12日に設立された、日本介護福祉学会の英語の名称は、「The Japanese Association of Research on Care and Welfare」で、介護福祉を英語で表すのに「Care and Welfare」が使用されている。ここでは介護福祉を、ケアとウエルフェアと訳している。これは介護と福祉という意味であると思われる。介護福祉士の専門性を高め、質の向上を目指していく職業団体が示している言葉であることから、介護をケアと訳していることは残念なことである。ケアという語が持つ意味と、介護という語の持つ意味は異なっていることから、介護を英訳する場合、時代の流れの中で検討する時期がきているのではないかと考える。

介護職の名称は日本語での表現においても時代の変化と共に、寮母から介護員へと変わり、更に現在では支援員や生活支援員と呼ばれている施設も多く存在する。このことは、介護を担う専門職者として、時代と共に期待されている

ことも、名称の変更に繋がっているのではないかと考える。このように、日本語で介護職を表現する語も変化してきている中で、介護福祉の英訳がケアワークでいいのかという疑問を感じた。語の持つ意味を理解することは、混乱をさける手段であり、介護福祉においては、学問的な確立や、社会的承認に繋がっていくことではないかと考える。

筆者は語の持つ意味から、専門職者が行う介護を care ではなく life support art (ライフ・サポート・アート) と訳した。介護福祉の概念から英訳を考え直すと、社会福祉の一領域で、専門的な知識に基づいた技術を用いて、生活支援の展開を実践していくという意味から、介護福祉=ソーシャル・ライフ・サポート・ワーク (social life support work) と、訳することができるのではないかと考える。しかし、現状においては介護福祉の英訳は研究者によっても様々であるように、今回、語の持つ意味から英訳を提案したが、このことが更に語の混乱を招く恐れがあることも、理解しておくことが重要であると考える。

V おわりに

1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定されてから、18年経過した現在においても、介護福祉という語は一般化されているとはいえない現状の中で、介護福祉の構成要素として考えられる「介護」・「ケア」・「福祉」という語の語義から概念を整理した上で、それぞれの語の関係性から、介護福祉の概念と構成について整理してきた。その上で、介護福祉の語の持つ意味から考えた英語訳を提案した。

語の持つ意味の誤りや混乱は、介護福祉の目的や意義をも見失い、ただ単に誰でもが行える広義の介護を生みだしていくことに繋がるのではないかと改めて感じた。

今後は、介護福祉の概念整理を基に、介護福祉の実践を担う介護福祉士について、課題を整理していくと共に、介護福祉を根底から支えて

いく介護福祉学の確立に向けて努力していきたい。

謝辞

本稿を作成するにあたって、貴重なご意見、ご指導を頂きました杉本敏夫教授をはじめ、暖かく激励して頂いた皆様に、深く感謝し心からお礼申し上げます。

注

- 1) 新村拓著 (1991)『老いと看取りの社会史』法政大学出版社 p. 114
- 2) 前掲1) p. 117
- 3) 新村拓著 (1989)『死と病と看護の社会史』法政大学出版社
- 4) 総務庁統計局統計基準部監修 (1987)『日本標準基準分類』全国統計協会連合会
- 5) 青山義充・菅野和夫編代 (2004)『六法全書・児童福祉法』有斐閣 p. 4314-4325
- 6) 青山義充・菅野和夫編代 (2004)『六法全書・老人福祉法』有斐閣 p. 4395-4401
- 7) 藤堂明保著 (2003)『漢和辞典』昭文社 p. 37 p. 398
- 8) 新村 出編 (1977)『広辞苑・第4版第6刷発行』岩波書店
- 9) 新村 出編 (1998)『広辞苑・第5版第1刷発行』岩波書店 p. 433
- 10) 仲村優一他編 (1974)『社会福祉辞典』誠信書房 p. 33
- 11) 京極高宣 (1993)『現代福祉学レキシコン』雄山閣 p. 161
- 12) 京極高宣 (2000)『社会福祉学小辞典』ミネルヴァ書房
- 13) 山縣文治・柏女靈峰他編 (2000)『社会福祉用語辞典』ミネルヴァ書房 p. 31
- 14) 川村匡由他編 (2004)『社会福祉基本用語集五訂版』ミネルヴァ書房 p. 24
- 15) 岡本民夫 (1999)『介護福祉入門』有斐閣 p. 22-24
- 16) 是枝祥子他編 (2002)『ソーシャルワークのための介護』p. 66-69
- 17) 一番ヶ瀬康子 (2003)『介護福祉学の探求』有斐閣 p. 24
- 18) 杉本敏夫編著 (2002)『介護福祉論』ミネルヴァ書房 p. 7-8
- 19) 阿部律他 (1992)『介護概論』中央法規出版 p. 88-142
- 20) 黒川昭登 (1995)『現代介護福祉論』誠信書房 p. 12-14
- 21) 澤田信子・広井良典他 (2003)『介護』中央法規出版 p. 5
- 22) 阿部志郎 (1998)『澤田信子著：今、あなたに求められる介護』中央法規出版 序文
- 23) 前掲14)p. 58
- 24) シスター・M・シモーヌ・ローチ著 鈴木智之他訳 (1996)『アクト・オブ・ケアリング』ゆみる出版 p. 22
- 25) 前掲24)p. 217
- 26) ミルトン・メイヤロフ著 田村真他訳 (1993)『ケアの本質』ゆみる出版 p. 13-15
- 27) 前掲22)
- 28) 京極高宣 (2002)『京極高宣著作集第2巻 専門職・専門教育』中央法規出版 p. 468
- 29) 金井一薫 (2004)『ケアの原形論・新装版』現代社 p. 16-17
- 30) 成美美治 (2002)『ケア論—そのデッサン—』社会福祉学研究第六号 神戸女子大学社会福祉学会 p. 119-132
- 31) 前掲28)p. 467
- 32) 前掲17)p. 50
- 33) 前掲14)p. 185
- 34) 前掲13)p. 18-19
- 35) 前掲14)p. 185-186
- 36) 前掲17)p. 50
- 37) 前掲17)p. 49
- 38) 前掲11)p. 33
- 39) 前掲13)p. 33
- 40) 前掲14)p. 28
- 41) 相澤譲治 (1987)『施設ケアワーク論の構築に向けての実践的要請』ソーシャルワーク研究第13巻第1号 相川書房 p. 55-60
- 42) 賀戸一郎 (1987)『ソーシャル・ケアワーク論の構築に向けての基本的考察』日本社会福祉士学会
- 43) 岡本民夫 (1989)『介護概論』川島書店 p. 2
- 44) 佐藤豊道・古川孝順編集 (1996)『これからの社会福祉⑩介護福祉』有斐閣 p. 31-32
- 45) 佐藤豊道・古川孝順編集 (2001)『これからの介護福祉⑩介護福祉 改訂版』有斐閣 p. 38-39
- 46) 奥津文子 (2001)『介護福祉教育の現状と課題』仏教大学大学院紀要第29号 p. 273-286
- 47) 前掲17)p. 50
- 48) 大阪ボランティア協会編 (2004)『福祉小六

法』中央法規出版 p. 37
49) (1993)『日本介護福祉士会規約』日本介護福祉学会

50) (1995)『日本介護福祉学会倫理綱領』日本介護福祉士会